



発行 新潟県  
**第1号**  
 平成27年1月6日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主要目次

告示

- 1 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 2 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
- 3 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 4 保安林の指定予定（治山課）
- 5 公共測量の終了通知（監理課）
- 6 道路の区域変更（道路管理課）
- 7 道路の区域変更（道路管理課）
- 8 道路の供用開始（道路管理課）
- 9 道路の区域変更（道路管理課）
- 10 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 11 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 12 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 13 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）

公告

予算の公表（財政課）

告示

◎新潟県告示第1号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成27年1月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社SKY&フィールド	南魚沼市宮1469番地	るあな訪問看護ステーション	南魚沼市六日町924番地5	訪問看護	H26.10.28
株式会社SKY&フィールド	南魚沼市宮1469番地	るあな訪問看護ステーション	南魚沼市六日町924番地5	介護予防訪問看護	H26.10.28
社会福祉法人茨塚福祉会	五泉市村松203番地1	ショートステイあけぼの	五泉市村松98番地1	短期入所生活介護	H26.9.19

社会福祉法人茨塚福祉会	五泉市村松203番地1	ショートステイあけぼの	五泉市村松98番地1	介護予防短期入所生活介護	H26.9.19
-------------	-------------	-------------	------------	--------------	----------

◎新潟県告示第2号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成27年1月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
さくら介護サービス桜寿	柏崎市日石町1-12	柏崎市新赤坂4-10-5	柏崎市日石町1-12	H26.10.27

◎新潟県告示第3号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成27年1月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
五泉市	14者	大字能代字段ノ越176番地ほか287筆 18.5ha

2 認可年月日

平成26年12月24日

◎新潟県告示第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成27年1月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市牧区吉坪字下山 284、298、299 の1、299 の2、300 から 306 まで、307 の1、309 の1、309 の2、313、314、317 から 322 まで、324 の1、325、326 の1、326 の3、326 の4、328 の1、328 の2、329 の1、329 の子、330 から 332 まで、334、334 の子、335、346

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第5号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定に

より公示する。

平成27年1月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間 平成26年10月28日から平成26年12月15日まで
- 3 作業地域 岩船郡関川村大字中束地域

### ◎新潟県告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年1月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田屋戸野目線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字門田新田字下の輩33番1から 同市大字戸野目字三反田94番4まで	新	12.5～47.6メートル	639.3メートル
上越市大字門田新田字下の輩33番1から 同市大字戸野目字中島回749番1まで	旧	6.8～48.6メートル	993.2メートル

- 備考1 路線の終点を変更する区域変更  
2 路線の重用  
一部区間県道上越安塚柏崎線と重用

### ◎新潟県告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年1月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上小沢脇野田停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
妙高市栗原四丁目110番7から 上越市大和二丁目182番3まで	新	10.3～88.0メートル	4,568.6メートル
妙高市栗原四丁目110番7から 同市柳井田町四丁目104番5まで	旧	18.0～18.5メートル	13.3メートル

- 備考1 路線の終点を変更する区域変更  
2 路線の重用  
一部区間一般国道18号、一般国道292号、県道後谷黒田脇野田停車場線及び県道上越脇野田新井線と重用

### ◎新潟県告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年1月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 上小沢脇野田停車場線
- 2 供用開始の区間  
妙高市栗原四丁目110番7から上越市大和二丁目182番3まで
- 3 供用開始の期日 平成27年1月6日

### ◎新潟県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年1月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 本高津戸野目線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字飯田字柳久保1322番4から 同市稲田四丁目188番まで	新	9.0～58.4メートル	6,592.1メートル
上越市大字飯田字土合町1108番1から 同市稲田四丁目188番まで	旧	7.0～35.4メートル	6,710.6メートル

備考1 路線の起点及び終点を変更する区域変更

2 路線の重用

一部区間一般国道18号、一般国道405号及び県道三和新井線と重用

### ◎新潟県告示第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 都市計画の種類及び名称
  - ・種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）
  - ・名称 土橋東地区地区計画
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

### ◎新潟県告示第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類  
十日町都市計画用途地域（十日町市決定）
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

## ◎新潟県告示第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類  
十日町都市計画特別用途地区（大規模集客施設制限地区）（十日町市決定）
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

## ◎新潟県告示第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類  
十日町都市計画準防火地域（十日町市決定）
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

## 公 告

## 予算の公表について（公告）

平成26年12月18日新潟県議会において議決された平成26年度新潟県一般会計補正予算、特別会計補正予算、企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成27年1月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

平成26年度新潟県一般会計補正予算

平成26年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,591,990千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,589,005,098千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第5款 地方交付税		千円 274,000,000	千円 1,002,610	千円 275,002,610	
	第1項 地方交付税	274,000,000	1,002,610	275,002,610	
第7款 分担金及び負担金		6,853,203	△ 45	6,853,158	
	第1項 分担金	1,584,956	△ 45	1,584,911	
第9款 国庫支出金		143,447,221	1,467,294	144,914,515	
	第1項 国庫負担金	37,441,758	377,384	37,819,142	
	第2項 国庫補助金	102,139,065	1,089,910	103,228,975	
第10款 財産収入		3,096,739	467	3,097,206	
	第1項 財産運用収入	836,296	467	836,763	
第12款 繰入金		33,236,829	581,221	33,818,050	
	第2項 基金繰入金	32,641,452	581,221	33,222,673	
第13款 諸収入		485,000,455	540,443	485,540,898	
	第5項 受託事業収入	17,639,739	△ 14	17,639,725	
	第6項 収益事業収入	3,877,335	303,838	4,181,173	
	第8項 雑収入	8,047,012	236,619	8,283,631	

歳 入 合 計	1,585,413,108	3,591,990	1,589,005,098



2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 議 会 費	第1項 議 会 費	千円 1,421,582	千円 11,288	千円 1,432,870	
第2款 総 務 費	第1項 政 策 費	32,122,854	373,591	32,496,445	
	第2項 政 務 管 理 費	4,404,436	19,218	4,423,654	
	第3項 総 務 計 画 費	14,916,869	213,220	15,130,089	
	第4項 統 計 調 査 費	783,756	11,127	794,883	
	第5項 徴 税 費	6,874,100	130,041	7,004,141	
	第6項 市 町 村 振 興 費	3,133,584	△ 1,678	3,131,906	
	第7項 選 挙 費	1,614,353	△ 2,492	1,611,861	
	第8項 人 事 委 員 会 費	150,763	△ 887	149,876	
	第9項 監 査 委 員 費	244,993	5,042	250,035	
第3款 県 民 生 活 ・ 環 境 費	第1項 県 民 生 活 管 理 費	12,464,559	52,940	12,517,499	
	第2項 防 災 費	6,960,307	2,225	6,962,532	
	第3項 環 境 企 画 費	2,788,794	23,404	2,812,198	
	第4項 環 境 対 策 費	486,189	20,623	506,812	
	第5項 環 境 対 策 費	359,256	4,413	363,669	
	第6項 廃 棄 物 対 策 費	1,870,013	2,275	1,872,288	

第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費 第2項 福祉指導費 第3項 福祉指導費 第4項 福祉指導費 第5項 福祉指導費 第6項 福祉指導費 第7項 福祉指導費 第8項 福祉指導費 第9項 福祉指導費	146,293,132 19,635,524 42,214,220 4,853,449 1,542,627 36,756,702 6,024,042 1,630,146 18,422,991 15,213,431	△ △ △ △ △ △ △ △ △	2,008,937 1,711,098 2,579 133,795 2,162 5,290 157,480 19,170 25,405 17,672	148,302,069 21,346,622 42,216,799 4,987,244 1,540,465 36,751,412 6,181,522 1,649,316 18,397,586 15,231,103
第5款 労働費	第1項 労働委員会費 第2項 労働雇用費 第3項 労働能力開発費	6,748,460 129,740 4,209,313 2,409,407	△ △	108 4,237 1,061 5,406	6,748,568 125,503 4,208,252 2,414,813
第6款 産業費	第1項 産業政策費 第2項 産業振興費 第3項 商業振興費 第4項 商業振興費 第5項 商業振興費	140,860,527 5,460,567 1,686,015 120,766,309 11,066,835 1,880,801	△	22,489 11,685 31,558 971 1,287 358	140,883,016 5,448,882 1,717,573 120,767,280 11,068,122 1,881,159
第7款 農林水産業費		79,390,277		141,885	79,532,162

	第1項 農業	総務費	3,570,186	81,409	3,651,595
	第2項 地域農	政推進費	7,890,753	13,436	7,904,189
	第3項 農産園芸	費	1,326,696	964	1,327,660
	第4項 農産園芸	普及費	4,082,586	55,940	4,138,526
	第5項 食産品	流通費	303,884	△	301,062
	第6項 畜産	業費	861,729	△	854,091
	第7項 水産	業費	3,928,438	10,794	3,939,232
	第8項 林業	費	14,988,607	△	14,976,842
	第9項 農地管理	費	3,682,457	△	3,681,804
	第10項 農地整備	費	37,446,109	△	37,440,334
	第11項 農地計画	費	1,308,832	7,995	1,316,827
第8款 土木費	第1項 土木	管理費	176,090,979	202,713	176,293,692
	第3項 河川	岸理費	11,095,853	164,631	11,260,484
	第5項 都市計	画費	38,066,300	1,513	38,067,813
	第6項 都建	計費	6,495,284	△	6,484,271
	第7項 交通	築費	27,201,092	30,841	27,231,933
		策費	10,475,582	16,741	10,492,323
第9款 警察費	第1項 警察	管理費	49,082,830	159,116	49,241,946
			45,608,955	159,116	45,768,071
第10款 教育費	第1項 教育	総務費	216,972,046	615,415	217,587,461
			6,369,276	42,517	6,411,793

	第2項 小 学 中 学 校 費	126,851,543	233,161	127,084,704
	第3項 高 等 学 校 費	49,783,990	18,977	49,802,967
	第4項 特 別 支 援 学 校 費	17,203,595	320,762	17,524,357
	第8項 私 学 教 育 振 興 費	10,830,471	△ 2	10,830,469
第11款 災 害 復 旧 費	第1項 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	7,091,870 1,863,173	3,508 3,508	7,095,378 1,866,681
歳 出	合 計	1,585,413,108	3,591,990	1,589,005,098

第2表 債務負担行為補正 1 追加								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
	新潟県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業委託契約	平成27年度			400,000千円			
	新潟県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金交付決定	平成27年度			310,000千円			
	県営漁港災害復旧工事請負契約	平成27年度			20,000千円			
	県営漁港維持補修工事請負契約	平成27年度			2,000千円			
	県営漁港整備工事請負契約	平成27年度			5,000千円			
	県営漁港調査委託契約	平成27年度			10,000千円			
	土砂災害緊急治山事業工事請負契約	平成27年度			20,000千円			
	土砂災害緊急治山工事調査委託契約	平成27年度			10,000千円			
	土木施設等環境整備対策工事請負契約	平成27年度			69,200千円			
	道路維持調査委託契約	平成27年度			37,000千円			
	道路維持管理工事請負契約	平成27年度			200,000千円			

道路維持管理委託契約	平成27年度	500,000千円
奥只見シルバライン維持管理委託契約	平成27年度	35,000千円
弥彦山・七浦道路維持管理工事請負契約	平成27年度	7,000千円
舗装道維持修繕工事請負契約	平成27年度	141,000千円
橋りょう維持管理委託契約	平成27年度	100,000千円
道路改築整備工事請負契約	平成27年度	370,000千円
地域づくり基盤道路整備工事請負契約	平成27年度	380,000千円
防災・防雪施設維持修繕工事請負契約	平成27年度	10,000千円
道路安全施設工事請負契約	平成27年度	423,000千円
道路改善工事請負契約	平成27年度	44,000千円
道路防災対策工事請負契約	平成27年度	50,000千円
舗装道補修工事請負契約	平成27年度	836,000千円
防災・防雪施設補修工事請負契約	平成27年度	30,000千円
道路除雪付帯工事請負契約	平成27年度	98,000千円

道路融雪施設補修工事請負契約	平成27年度	384,000千円
道路融雪施設管理工事請負契約	平成27年度	63,000千円
河川調査委託契約	平成27年度	75,000千円
防災情報施設保守点検業務委託契約	平成27年度	50,000千円
河川維持工事請負契約	平成27年度	376,000千円
河川維持流量観測委託契約	平成27年度	3,000千円
河川海岸巡視委託契約	平成27年度	62,000千円
河川施設補修工事請負契約	平成27年度	50,000千円
河川整備工事請負契約	平成27年度	60,000千円
海岸維持工事請負契約	平成27年度	5,000千円
海岸施設補修工事請負契約	平成27年度	40,000千円
海岸整備工事請負契約	平成27年度	3,000千円
ダム堆砂測量委託契約	平成27年度	9,000千円
ダム流木処理業務委託契約	平成27年度	4,000千円

ダム堆積土浚渫委託契約	平成27年度	5,000千円
災害関連緊急調査委託契約	平成27年度	7,000千円
砂防工事請負契約	平成27年度	35,000千円
土砂災害緊急工事請負契約	平成27年度	80,000千円
地すべり防止工事調査委託契約	平成27年度	8,000千円
港湾整備工事請負契約	平成27年度	58,800千円
廃棄物埋立施設工事調査委託契約	平成27年度	1,000千円
港湾維持修繕工事請負契約	平成27年度	6,500千円
港湾等調査委託契約	平成27年度	14,500千円
当直用寝具貸借契約	平成27年度	15,648千円
施設補修工事請負契約	平成27年度	3,000千円
安全運転管理者講習委託契約	平成27年度	32,663千円
交通安全施設整備工事請負契約	平成27年度	200,000千円
県立武道館(仮称)PFI導入可能性調査委託契約	平成27年度	5,400千円



2 変 更		補 期		正 限		補 期		正 限		後 度 額	明 説
		期	問	期	問	期	問	期	問		
事 項	農業近代化資金利子補給契約	平成27年度から 平成46年度まで		平成27年度から 平成46年度まで		平成27年度から 平成46年度まで		平成27年度から 平成46年度まで		農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき、融資機関が農業近代化資金を総額1,400,000千円を範囲内で県の承認する農業者等に融給する場合理子補給率年2.25パーセントとして算定した額	
		平成27年度から 平成46年度まで		平成27年度から 平成46年度まで		平成27年度から 平成46年度まで		平成27年度から 平成46年度まで		農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき、融資機関が農業近代化資金を総額1,500,000千円を範囲内で県の承認する農業者等に融給する場合理子補給率年2.25パーセントとして算定した額	

平成26年度新潟県流域下水道事業特別会計補正予算

平成26年度新潟県流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,013千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,317,685千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 流域下水道事業収入		千円 13,328,698	△ 11,013	千円 13,317,685	
	第5項 繰入金	2,038,586	△ 11,013	2,027,573	
<b>歳 入</b>	<b>合 計</b>	<b>13,328,698</b>	<b>△ 11,013</b>	<b>13,317,685</b>	

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款	流域下水道事業費	千円 13,217,870	△ 11,013	13,206,857	
	第2項 建設費	6,664,917	△ 11,013	6,653,904	
<b>歳</b>	<b>出</b>	<b>13,328,698</b>	<b>△ 11,013</b>	<b>13,317,685</b>	
	<b>合計</b>				

平成26年度新潟県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成26年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 電気事業費用	5,319,893	△ 7,663	5,312,230
第1項 営業費用	3,597,330	△ 5,899	3,591,431
第3項 事業外費用	22,653	400	23,053
第4項 特別損失	1,266,853	△ 2,164	1,264,689

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職 員 給 与 費	千円 847,275	千円 839,612

平成26年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成26年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用水道事業費用	3,717,294	602	3,717,896
第1項 営業費用	2,142,548	1,386	2,143,934
第3項 特別損失	1,469,165	△ 784	1,468,381

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職員給与費	千円 443,916	千円 444,518

平成26年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成26年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用地造成事業費用	2,864,814	1,658	2,866,472
第1項 営業費用	2,826,886	1,668	2,828,554
第3項 特別損失	3,848	△ 10	3,838

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職員給与費	千円 60,418	千円 62,076

平成26年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成26年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	病院事業費用	79,532,914	380,890	79,913,804
第1項	医療費用	74,985,981	383,734	75,369,715
第2項	医療外費用	1,913,840	△	1,911,314
第3項	特別損失	2,633,093	△	2,632,775

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,973,198千円は、過年度分損益勘定留保資金2,000,841千円及び当年度分損益勘定留保資金1,972,357千円で補てんするものとする。



支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	14,532,078	29,124	14,561,202
第1項 建設改良費	9,029,246	29,124	9,058,370

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 額 千円
がんセンター新潟病院 外来化学療法室等改修事業	平成27年度	4,752

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額 千円	変 更 金 額 千円
職員給与	42,347,656	42,757,670